

資料3-3 重点的フォローアップ事項の進捗状況について(次世代自動車の世界最速普及)

・水素スタンド(1/2)

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における決定内容					所管省庁回答					
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況(平成25年9月30日時点)				今後のスケジュール (結論・措置までの予定)	
					① 未 検 討	② 検 討 中	③ 未 措 置	④ 措 置 済		
43	液化水素スタンド基準の整備①(高圧ガス保安法)	液化水素スタンドを市街地にも建設できるよう、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、関係省庁、高圧ガス保安協会及び事業者による検討会において検討し、一般高圧ガス保安規則に液化水素スタンドに係る技術上の基準を整備する。	平成25年度 検討・結論、 結論を得次第 措置	経済産業省		○			液化水素スタンドの技術上の基準の整備のため、液化水素のリスク評価とその対応方針について現在検討中。	当該検討結果を踏まえ、平成25年度中に結論を得る。その後、速やかに省令等の改正を行う予定。
44	液化水素スタンド基準の整備②(消防法)	液化水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて液化水素スタンドと給油取扱所を併設する際の消防法上の安全対策を検討し、結論を得る。	高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに検討・結論、結論を得次第措置	総務省		○			液化水素スタンドに関する高圧ガス保安法の技術基準がどのように定められるか不明な段階で当該スタンドで起こりうる事故の態様及び給油取扱所内施設に及ぼす影響の評価を行うことはできないこと、また、液化水素スタンドで講じられる安全対策も不明である段階において、給油取扱所で発生する可能性のある事故に対する液化水素スタンドへの影響評価も行うことはできないことから、経済産業省の委託事業である「液体水素スタンド基準整備検討会」にオブザーバー参加し、液化水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準に係る最新の検討状況について積極的に情報収集しているところ。	高圧ガス保安法上の措置がされた場合は、液化水素スタンドで発生する可能性のある事故が給油取扱所内の他の施設に及ぼす影響並びに給油取扱所で発生する可能性のある事故が液化水素スタンドに及ぼす影響をそれぞれ評価した上で、当該影響を最小限に留めるために講ずべき安全対策の検討に速やかに着手し、必要な検討を行った上で、速やかに結論を得る予定。
45	液化水素スタンド基準の整備③(建築基準法)	液化水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。	高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置	国土交通省		○			経済産業省における液化水素スタンドの技術上の基準の整備に向けた検討状況を把握しつつ事業者からのヒアリングを通じて、必要な情報収集を行っているところ。	高圧ガス保安法上の技術基準の検討状況を踏まえて、高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置する予定。
46	水素スタンドの使用可能鋼材に係る性能基準の整備	海外で使用実績のあるクロムモリブデン鋼等の鋼材を我が国の水素スタンドにおいても使用できるよう、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、使用可能鋼材の拡大につき検討し、その結果に基づき一般高圧ガス保安規則の例示基準を見直す。	平成25年度 検討開始、平 成25年度以 降平成27年 度までに順 次結論、結 論を得次第 措置	経済産業省		○			使用可能鋼材の拡大のため、クロムモリブデン鋼等水素の影響を受ける材料やその他の鋼材について、実験データの取得や安全な設計方法等を検討中。	当該検討結果を踏まえ、順次結論を得る。その後、必要に応じて速やかに例示基準の見直しを行う予定。
47	水素スタンドに係る設計係数の低い特定設備、配管等の技術基準適合手続の簡略化	水素スタンドに係る特定設備、配管等の設計係数について、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、関係省庁、高圧ガス保安協会及び事業者による検討会において、大臣特別認可を受けなくても2.4倍で設計、製造できるよう検討し、結論を得次第、省令を改正する。	平成25年度 検討開始、平 成27年度結 論、結論を得 次第措置	経済産業省		○			水素スタンドに係る設計係数の低い特定設備、配管等の技術基準適合手続を簡略化するためには、技術基準に適合していることを判断するための技術的な判断基準を明確した上で、検討することとしている。現在、手続きの簡略化の第一段階として、当該判断基準を作成中。	当該判断基準については、平成25年度中に制定予定。平成26年度以降、当該判断基準に基づく大臣特認の実績を踏まえた上で、関係省庁、高圧ガス保安協会及び事業者による検討会において、検討し、結論を得る。
48	第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備(高圧ガス保安法)	公共機関等の防災拠点や燃料電池自動車の販売店等への小規模な圧縮水素スタンドの設置を促進すべく、高圧ガス保安法上の第二種製造者であって、製造に係る1日当たりの処理能力が30立方メートル未満の圧縮水素スタンドに係る技術基準の整備を行う。	平成25年度 検討開始、平 成26年度結 論、結論を得 次第措置	経済産業省		○			第二種製造者に該当する水素スタンドの仕様の検討や実証データ取得等について検討中。	当該検討結果を踏まえて、平成26年度中に結論を得る。その後、必要に応じて速やかに省令等の改正を行う予定。
49	第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備(建築基準法)	小規模な圧縮水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。	高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置	国土交通省		○			経済産業省における第二種製造者に該当する水素スタンドの仕様の検討状況を把握しつつ事業者からのヒアリングを通じて、必要な情報収集をおこなっているところ。	高圧ガス保安法上の技術基準の検討状況を踏まえて、高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置する予定。

・水素スタンド(2/2)

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における決定内容					所管省庁回答					
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況(平成25年9月30日時点)				今後のスケジュール (結論・措置までの予定)	
					① 未 検 討	② 検 討 中	③ 未 措 置	④ 措 置 済		
50	高圧ガス保安法における水電解機能を有する昇圧装置の位置付けの明確化	小規模な圧縮水素スタンド等での利用が見込まれる水電解機能を有する昇圧装置について、電気化学反応の特性を踏まえ、高圧ガス保安法上の特定設備への該当性を検討し、結論を得る。	平成25年度 検討・結論、 結論を得次第 措置	経済産業省		○			水電解機能を有する昇圧装置(水素を発生させる差圧式の水電解装置)について、当該装置の詳細仕様、海外事例や適用法令等の調査を実施中。	当該調査結果を踏まえ、平成25年度中に結論を得る。その後、必要に応じて速やかに措置を行う予定。
51	市街化調整区域への水素スタンド設置許可基準の設定	高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則第7条の3に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたものであるなど安全性が確保されている圧縮水素スタンドについては、市街化調整区域にも建築できるよう、都市計画法施行令第29条の7に規定される「給油所等」には水素スタンドが含まれることを明確化する。	平成25年度 措置	国土交通省			○		『市街化調整区域に設置される水素スタンドに係る開発許可制度上の取扱いについて(平成25年6月28日付け国都開第3号・国土交通省都市局都市計画課開発企画調査室長通達)』を发出し、高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則第7条の3に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたものであるなど安全性が確保されている圧縮水素スタンドを建築する目的で行う開発行為について、市街化調整区域においても許可できるよう、都市計画法施行令第29条の7に規定される「給油所等」には水素スタンドが含まれることを各許可権者に周知した。	-
52	市街地に設置される水素スタンドにおける水素保有量の増加	市街地における圧縮水素スタンドの整備が促進されるよう、かかる水素スタンドにおける圧縮ガスの貯蔵量について、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、上限の撤廃につき検討し、結論を得る。	平成25年度 検討・結論、 結論を得次第 措置	国土交通省		○			圧縮ガスの貯蔵量の上限撤廃について検討するため、事業者からのヒアリングなど諸外国の事例等の把握を含め必要な調査を実施しているところ。	諸外国の事例、事業者・関係省庁との協議、関係法令等の整理を行い、それらの結果を踏まえつつ、上限の撤廃につき検討し、平成25年度に結論、結論を得次第措置する予定。
53	圧縮水素運送自動車用複合容器に係る水素充てん、保管、移動時の上限温度の緩和	圧縮水素運送自動車による水素スタンドへの効率的な水素供給を可能とすべく、圧縮水素運送自動車用複合容器について、充てん、保管、移動時の上限温度を燃料電池自動車の燃料装置用容器と同一の85℃に引き上げるよう検討し、結論を得る。	平成25年度 検討開始、 平成26年度 結論、結論を得 次第措置	経済産業省		○			圧縮水素運送自動車用複合容器への水素充てん等における上限温度への引き上げについて検討中。	当該検討結果を踏まえ、平成26年度中に結論を得る。その後、必要に応じて速やかに省令等の改正を行う予定。

・燃料電池自動車(1/3)

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における決定内容					所管省庁回答					
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況(平成25年9月30日時点)				今後のスケジュール (結論・措置までの予定)	
					① 未 検 討	② 検 討 中	③ 未 措 置	④ 措 置 済		
54	70MPa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備	①水素スタンドの市街地への建設を容易にすべく、プレクレーンに供する冷凍設備に係る保安距離の緩和につき検討し、結論を得る。 ②複合容器蓄圧器について、水素スタンドへの設置の技術上の基準策定につき検討し、結論を得る。	平成25年度 検討・結論、 結論を得次第 措置	経済産業省		○			①、②に関する安全性の確認を行うための調査を実施中。	当該検討結果を踏まえ、平成25年度中に結論を得る。その後、必要に応じて速やかに省令等の改正を行う予定。
55	圧縮水素自動車燃料装置用容器の充てん終了圧力の緩和	燃料電池自動車に係る圧縮水素自動車燃料装置用容器(最高充てん圧力70MPaの容器)の充てん終了圧力について、HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)を踏まえ、85℃で87.5MPaを可能とすべく、速やかに必要な措置を講じる。	平成25年度 検討・結論、 結論を得次第 措置	経済産業省		○			HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)が本年6月に国連自動車基準調和世界フォーラム第160回会合で採択されたことを踏まえ、HFCV-gtrを国内法規に取り入れる作業を実施中。また、85℃で87.5MPaを充填可能とするための安全な充填方法に関する基準の策定に向けて現在検討中。	当該検討結果を踏まえ、平成25年度中に結論を得る。その後、速やかに省令等の改正を行う予定。

・燃料電池自動車(2/3)

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における決定内容					所管省庁回答					
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況(平成25年9月30日時点)				今後のスケジュール (結論・措置までの予定)	
					① 未 検 討	② 検 討 中	③ 未 措 置	④ 措 置 済		これまでの実施内容
56	圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用複合容器に装置する熱作動式容器安全弁の許容	圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用複合容器に装置する容器安全弁について、例示基準においては、熱作動式容器安全弁のうち溶栓式に限定しているところ、HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)を踏まえ、当該方式以外の熱作動式安全弁を、例示基準に取り入れるべく検討し、結論を得次第、例示基準を改正する。	(圧縮水素自動車燃料装置用容器)平成25年度検討・結論、結論を得次第措置 (圧縮水素運送自動車用複合容器)平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省		○			(圧縮水素自動車燃料装置用容器)HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)が本年6月に国連自動車基準調和世界フォーラム第160回会合で採択されたことを踏まえ、HFCV-gtrを国内法規へ取り入れる作業を実施中。 (圧縮水素運送自動車用複合容器)溶栓式以外の熱作動式安全弁の安全性確認について現在検討中。	(圧縮水素自動車燃料装置用容器)HFCV-gtrの国内法規への取り入れについては、平成25年度中に結論を得る。その後、平成26年6月を目標として例示基準の改正を行う予定。 (圧縮水素運送自動車用複合容器)当該検討結果を踏まえ、平成26年度中に結論を得る。その後、必要に応じて速やかに例示基準の改正を行う予定。
57	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材に係る性能基準の整備	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る使用可能鋼材について、国内外で同一の材料を使用できるよう、性能要件化につき検討し、結論を得る。	HFCV-gtrのフェーズ2で当該テーマに関し各国間で合意がなされ、採択され次第措置	経済産業省		○			HFCV-gtrのフェーズ2に向けた検討体制について、事業者とともに検討しているところ。	HFCV-gtrのフェーズ2において、当該テーマに関し各国間で合意がなされ、採択され次第措置する予定。
58	燃料電池自動車等の車両と圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る法規制のパッケージ化	HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)の国内法規への受け入れや、認証の相互承認のための道路運送車両法の保安基準と高圧ガス保安法の保安基準の整理の方策については、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、経済産業省、国土交通省及び事業者による検討会を実施し、目指すべき選択肢として法規制のパッケージ化につき検討する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置。国連における世界統一技術基準の策定や認証の相互承認の議論を踏まえ、平成26年度以降継続的に検討、結論を得次第措置	経済産業省		○			平成25年6月、国連自動車基準調和世界フォーラム第160回会合において、燃料電池自動車の安全性に関する国際基準が成立。国際基準の国内法規への受け入れの準備を開始。	HFCV-gtrの国内法規への受け入れや認証の相互承認のために必要となる、「道路運送車両法の保安基準」、「高圧ガス保安法の技術基準」の整理の方策について検討会を実施。平成25年度内に結論を得る。国連における議論を踏まえ、平成26年度以降も継続的に検討する。
				国土交通省		○			平成25年6月、国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)第160回会合において、燃料電池自動車の安全性に関するHFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一基準)が成立。同基準の国内法規への受け入れの準備を開始。	HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一基準)の国内法規への受け入れに関し、検討会を実施し、平成25年度内に結論を得る。その後、認証の相互承認のための具体的方策(道路運送車両法の保安基準と高圧ガス保安法の技術基準の整理)に関し、今後行われる予定の相互承認に必要な国連規則についての国連における議論を踏まえ、平成26年度以降も継続的に検討する。
59	圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る年号等の表示方法の統一化	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る「容器検査に合格した年月日」、「充てん可能期限年月日」、「附属品検査に合格した年月日」、「容器再検査の年月日」、「附属品再検査の年月日の刻印」及び車載容器総括証票、容器再検査合格証票の年月日の記載について、年号の表示及び年月日の記載順の統一について検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省		○			各年月日の表示等の統一については、圧縮水素自動車燃料装置用容器以外の容器への適用も含めて、対応を検討中。	当該検討結果を踏まえて、平成25年度中に結論を得る。その後、必要に応じて速やかに省令等の改正を行う予定。
60	燃料電池自動車に係る車両の継続検査と圧縮水素自動車燃料装置用容器の再検査の有効期限の整合	圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器再検査の有効期限について、自動車検査登録制度に基づく車両の継続検査のサイクルを勘案し、2年1月から2年2月に延長する。	平成25年度措置	経済産業省		○			燃料電池自動車の自動車検査登録制度に基づく車両の継続検査のサイクル及びその制度について現在調査中。	当該調査結果を踏まえて、容器再検査を延長しても安全上の問題がないことを確認した上で、平成25年度中に省令等の改正を行う予定。

・燃料電池自動車(3/3)

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における決定内容					所管省庁回答					
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況(平成25年9月30日時点)				今後のスケジュール (結論・措置までの予定)	
					① 未 検 討	② 検 討 中	③ 未 措 置	④ 措 置 済		これまでの実施内容
61	車載容器総括証票に対するガスの種類の記載追加	①圧縮水素自動車燃料装置用容器にガス充てんする際に確認すべき事項につき、使用者が車載容器総括証票で全て確認できるよう、車載容器総括証票にガスの種類を記載する項目を新設すべく検討し、結論を得る。 ②車載容器総括証票の記載事項をより確実かつ簡便に確認できるよう、同票の一部にQRコード又はバーコード等の新たな表示方法を導入することを検討し、結論を得る。	①平成25年度措置 ②平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省		○			①については、車載容器総括証票にガスの種類を記載する項目を追加すべく検討中。 ②については、QRコード又はバーコード等の新たな表示に関する読み取り方法やQRコード又はバーコードに入力する情報等の技術的な課題について調査中。	①については、検討結果を踏まえ、平成25年度に必要に応じて省令等の改正を行う予定。 ②については、平成26年度結論を得る。その後、必要に応じて速やかに省令等の改正を行う予定。
62	燃料電池自動車盗難時の届出手続の簡素化	警察へ燃料電池自動車の盗難被害届を提出する際、当該自動車が高圧ガスを充てんするための容器を登録していることを申告すれば、高圧ガス保安法第63条第1項に規定する届出義務を履行したことによる旨を一般市民、関係団体及び警察官等へ周知を図るなど必要な措置を講ずる。	平成25年度措置	警察庁			○		警察庁は、「燃料電池自動車の盗難に係る被害届受理時の対応について(通達)」(平成25年8月1日付け警察庁丁保発第112号)により、警察へ燃料電池自動車の盗難被害届を提出する際、当該自動車が高圧ガスを充てんするための容器を登録していることを申告すれば、高圧ガス保安法第63条第1項に規定する届出義務を履行したことによる旨を警察官に周知するよう都道府県警察に通達した。	-
				経済産業省			○		盗難被害届を警察へ提出する際に、高圧ガス容器が搭載されている燃料電池自動車であることを申告すれば、高圧ガス保安法第63条第1項に規定する届出義務を履行したことによる旨を周知する文書を作成中。	平成25年度中に周知を行う予定。
63	燃料電池自動車からの一般住宅等への給電(V2H)の実施に向けた電気事業法の整備	燃料電池自動車を活用して一般住宅等への給電を行う場合において、安全性に関する技術的検証を踏まえ、一定の出力未満の場合は燃料電池自動車を小出力発電設備(一般用電気工作物)として位置付ける検討を行い、必要に応じ法的環境整備を行う。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省		○			関係団体からヒアリング、データ収集等を行い、現在検討中。	今後、電力安全小委員会での審議を経て、平成25年度中に結論を得る。その後、必要に応じて速やかに省令改正等の所要の手続を行う。
64	電気自動車等からの自家用電気工作物(高圧需要場所等)への給電(V2H)の実施に向けた電気事業法の整備の検討	電気自動車等から自家用電気工作物(高圧需要場所等)へのV2H(自動車を電源として住宅等に給電すること)を行う場合について、検討を行う。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省		○			関係団体からヒアリング、データ収集等を行い、現在検討中。	今後、電力安全小委員会での審議を経て、平成25年度中に結論を得る。その後、必要に応じて速やかに解釈改正等の所要の手続を行う。
65	試験車両に搭載する圧縮水素自動車燃料装置用容器の検査制度の見直し	燃料電池自動車の開発を促進する観点から、公道走行を行わない試験車両に搭載する圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器附属品については、容器保安規則に係る容器検査、附属品検査を不要化する、またはその手続を大幅に簡素化するなど容器検査、附属品検査制度を見直す。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省		○			公道走行を行わない試験車両については、テストコース等における事業者の安全対策を踏まえた上で、容器検査等の簡略化の範囲及びその手続の在り方を検討中。	当該検討結果を踏まえ、平成25年度中に結論を得る。その後、必要に応じて省令等の改正を行う予定。
66	燃料電池二輪車の車両及び圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る型式認定、認可制度の整備	燃料電池二輪車の市場投入を促進するため、経済産業省及び国土交通省は連携して、道路運送車両法及び高圧ガス保安法において、二輪車に係る保安基準の策定、型式認定制度の整備並びに圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器附属品の基準の追加の方策について検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置	経済産業省 国土交通省		○			燃料電池二輪車の道路運送車両法の保安基準や高圧ガス保安法の容器等の技術基準策定のための調査に必要な予算要求を行っている。	平成27年度末までに二輪車に係る保安基準の策定、型式認定制度の整備並びに圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器附属品の技術基準の追加の方策について検討し、結論を得る。
67	事故に巻き込まれた燃料電池自動車の圧縮水素自動車燃料装置用容器からのガス放出に関する規定の整備	燃料電池自動車が事故に巻き込まれた場合など、圧縮水素自動車燃料装置用容器より水素を速やかに大気中に放出させる必要がある場合に、容器安全弁を作動させることを含めた安全の確保のための方策について検討の上、必要な措置を講じる。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省		○			事故に巻き込まれた燃料電池自動車の圧縮水素自動車燃料装置用容器からのガス放出方法について検討中。	当該検討結果を踏まえ、平成26年度に結論を得る。その後、必要に応じて、省令等の改正を行う予定。

・天然ガススタンド

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における決定内容					所管省庁回答					
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況(平成25年9月30日時点)				今後のスケジュール (結論・措置までの予定)	
					① 未 検 討	② 検 討 中	③ 未 措 置	④ 措 置 済		これまでの実施内容
68	天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所における天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化	消防庁は、天然ガス自動車の普及拡大を図るべく、ドイツ等諸外国の事例を踏まえ、天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所において、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化するための方策につき、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成27年結論、結論を得次第措置	総務省 経済産業省		○			天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースを共用化するために必要な安全対策のあり方について検討するため、学識経験者、消防機関、関係団体、経済産業省等の参画の下、「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会」を立ち上げ、第1回目の検討会を8月29日に開催したところ。	○平成25年度においては、対策の方向性の検討のため、事故事例の調査・整理、海外調査の実施を予定 ○平成26年度においては、危険性に対する対策の具体化、必要な安全措置・技術的な検証の要否の検討、要素技術レベルでの技術的な検証の実施を予定 ○平成27年においては、天然ガススタンド併設給油取扱所の実際の運用や施設の具体的な状況に即した検証実験等による事故リスクに対する対策の有効性・確実性の検証の実施を予定 平成27年中に結論を得た上で、必要な措置を講じる。
69	天然ガススタンド・水素スタンドに必要な保安監督者の資格取得機会の拡大	天然ガススタンド及び水素スタンドの整備を促進するため、高圧ガス保安法における丙種化学(特別試験科目)責任者免状に係る試験の実施方法を見直し、資格取得機会を拡大することが望ましい都道府県に対して、その旨周知徹底する。	平成25年度措置	経済産業省		○			現行の試験実施を見直すために必要となる情報(今後の試験者増加見込み等)を整理中。	平成25年度中に関係都道府県に対し、周知を行う予定。